

ふるさとらんこし未来応援奨学金 給付・貸与制度ご案内



蘭越町は
蘭越の子供たちの
進学を応援します！

一次募集締切

令和7年4月10日(木)

お問合せ先

蘭越町教育委員会学務課総務係

〒048-1392 磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5

電話 0136-55-7827 FAX0136-57-5112

対象になる人はどんな人？

給付型奨学金の場合

- (1) 保護者が蘭越町民で、大学等に入学している方、または入学を許可された方
- (2) 学習成績の評定の全履修科目を平均した値が3.5(5段階評定)以上の方
- (3) 支給額算定基準額が51,300円未満の世帯の方
- ※1 収入については令和5年(1月～12月)の収入に基づく令和6年度住民税情報により支給額算定基準額が該当するか審査を行います。
 - ※2 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、該当しない場合があります。
- ※支給額算定基準額の計算
- $$\text{課税標準額①} \times 0.06(6\%) - (\text{調整控除②} + \text{調整額③})$$
- ※ 注1を参考としてください。
- ※ 市町村民税所得割が非課税の人は※2の場合を除き、この式にかかわらず、支給算定額基準が0円となります
 - ※ 支給額算定基準額が25,600円以上51,300円未満の世帯の方は日本学生機構よりも有利な給付が受けられます。
- ※ 下記の表1を参考にしてください。
- (4) 本人及び本人の属する世帯全員に蘭越町の町税等の未納がない方
- (5) ほかの制度による奨学金等の給付を受けていない方
- ※町以外の貸与奨学金との併用は可能

収入・所得の目安(表1)

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得者の世帯 (例:会社員) (年間収入金額)	給与所得以外の世帯 (例:自営) (年間所得金額)
4人世帯	本人、親①、親②(無収入)、中学生	378	287
4人世帯	本人、親①、親②(給与)、中学生	親①320 親②155	親①201 親②155
5人世帯	本人、親①、親②(パート)、大学生、中学生	親①461 親②100	親①353 親②100

(注1)

発行番号

令和 年度 町民税・道民税所得課税証明書

氏名	生年月日
住所	

課税標準額①×0.06(6%)
 - (調整控除額②+調整額③)
 =51,300円未満の世帯

令和 2年 分 所得金額の内訳		所得から差引かれる金額等	
収入	給与	配偶者	雑損控除
収入	公的年金	老人	医療費控除
収入	給付所得	同一生計	社会保険料控除
収入	雑所得	一般	小規模共済
収入	営業所得	特定	等掛金控除
収入	農業所得	老人	生命保険料
収入	不動産所得	同居老人	控除
収入	利子所得	16歳未満	地震保険料
収入	配当所得	障害者	控除
収入	総合課税一時	普通障害者	寄附金控除
収入	税・雑損失控除	特別障害者	配偶者特別控除
収入	純・雑損失控除	同居特別障害者	控除額合計
計	総所得	本人	課税標準額
計	土地事業	特別障害者	総所得金額
計	短期譲渡	寡婦	土地事業
計	長期譲渡	ひとり親	短期譲渡
計	株式譲渡(一般)	雑	長期譲渡
計	株式譲渡(上場)	勤労学生	株式譲渡(一般)
計	上場株式等の譲渡	未成年者	株式譲渡(上場)
計	先物取引	事業専従者給与(控除)額	先物取引
計	退職所得	青色	山林所得
計	山林所得	控除額	分雑特別控除額
計	繰越控除	短期譲渡	短期譲渡
計	内専従者給与額	白色	長期譲渡
計	内免税所得	控除額	株式譲渡
計	合計所得	特定支出	山林所得

課税標準額①

調整控除額②

所得割調整額
 町民税分と道民税分の合算

調整額③

調整控除
 町民税分と道民税分の合算

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

蘭越町長 金 秀行

募集人数 2名 月額給付額 30,000円

短大・専門学校(2年制)

30,000円×12か月×2年間=720,000円

専門学校(3年制)

30,000円×12か月×3年間=1,080,000円

大学

30,000円×12か月×4年間=1,440,000円

の奨学給付金を受けることができます。

※給付型奨学金支給中、毎年、学業成績証明書及び生活状況報告書その他教育委員会が指定する関係書類を提出していただきます。なお、採用基準要件を満たさなくなった場合はやむを得ない理由がある場合を除き給付を停止します。(貸与への変更は可)

貸与型奨学金の場合

- (1) 保護者が蘭越町民で、大学等に入学している方、または入学を許可された方
- (2) 学習成績の評定の全履修科目の平均した値が3.0以上(5段階評価)の方
- (3) 本人及び本人の属する世帯全員に蘭越町の町税等の未納がない方

※ 募集人数を超える申込があった場合は本人の所属する世帯の令和5年(1月～12月)の収入に基づく令和6年度住民税情報を採用決定の判断材料とします。

募集人数 4名 月額貸与額(上限) 30,000円

募集採用枠をR6年度より2名から4名へ枠を拡大しました。



短大・専門学校(2年制)

$30,000円 \times 12か月 \times 2年間 = 720,000円$

専門学校(3年制)

$30,000円 \times 12か月 \times 3年間 = 1,080,000円$

大学

$30,000円 \times 12か月 \times 4年間 = 1,440,000円$

の奨学貸与金を受けることができます。

返済はどうすればいいの？

蘭越町の貸与型奨学金は無利子となっております。返済に関しましては貸与終了から1年を経過後10年以内に返還しなければなりません。

返済の金額につきましては、期間と金額を自分で計画していただいた返済計画書をもとに返済を行っていただきます。

※返済計画を繰り上げて返済を行うことも可能です。

例えば、、、(最大上限金額の月額30,000円の貸与の場合)

貸与金額	3年間	5年間	7年間	10年間 (最大)
短大・専門学校(2年制) 720,000円	月々 20,000円	月々 12,000円	月々 約8,600円	月々 6,000円
専門学校(3年制) 1,080,000円	月々 30,000円	月々 18,000円	月々 約12,900円	月々 9,000円
大学 1,440,000円	月々 40,000円	月々 24,000円	月々 約17,200円	月々 12,000円

提出書類(給付・貸与)

奨学願書・奨学生推薦調書(教育委員会学務課総務係に用意しております。)
(書類の他に本人及び保護者の属する世帯の住民票関係情報、地方税関係情報
及び蘭越町が徴する使用料並びに手数料等の納付関係情報について確認させて
いただきます。)

一次募集締切


令和7年4月10日(木)

提出先



蘭越町教育委員会 学務課総務係
電話 0136-55-7827 FAX 0136-57-5112
住所 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

日本学生支援機構奨学金制度と蘭越町奨学金制度の比較

■ 給付型

	日本学生支援機構	蘭越町	町奨学金制度の利点
採用人数	—	大学生2名	
給付月額	第Ⅰ区分(自宅外通学) 国公立大 66,700 円 私立大 75,800 円 第Ⅱ区分(自宅外通学) 国公立大 44,500 円 私立大 50,600 円 第Ⅲ区分(自宅外通学) 国公立大 22,300 円 私立大 25,300 円	30,000 円	家計基準第Ⅲ区分では 町制度の方が有利 
採用要件 家計基準	第Ⅰ区分 支給算定基準額が 100 円未満又は市町 村民税所得割が非課 税 第Ⅱ区分 支給算定基準額が 100 円以上 25,600 円未満 第Ⅲ区分 支給算定基準額が 25,600 円以上 51,300 円未満	支給算定基準額が 51,300 円未満(日本学生支援機構に準じて算出)	
学力基準	3.5 以上 (5 段階評価)	3.5 以上 (5 段階評価)	
募集時期	予約採用① 入学年度の前年度 6 月頃 予約採用② 入学年度の前年度の 11 月頃 在学採用 (大学在学中) 春と秋	入学年度の前年度 1 月 から4月(5月上旬採用 内定)、当該年度の採用 枠を満たさないときは、 満たすまで随時募集を 行う。 ※日本学生支援機構に 準じて給付決定後の 適格認定調査(家計・ 学業成績確認)を実施	

■ 貸与型

	日本学生支援機構	蘭越町	町奨学金制度の利点
採用人数	—	大学生4名	
給付月額	第一種奨学金[利子なし] (自宅外通学・最高月額) 国公立大 51,000円 私立大 64,000円 第二種奨学金[利子あり] 20,000円～ 120,000円 (1万円単位で選択)	30,000円	日本学生支援機構第二種奨学金(利子あり)となった者が、利子なしで月額30,000円の貸与を受けることができる。(他の奨学金との併用可)
採用要件 家計基準	生計維持者の年収等から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下	家計基準による採用の可否を廃止(当該年度の採用枠を超える申込があった場合、採用者決定の判断資料とする。)	 POINT!!
学力基準	3.0以上(5段階評価)	3.0以上(5段階評価)	
募集時期	予約採用① 入学年度の前年度6月頃 予約採用② 入学年度の前年度の11月頃 在学採用 (大学在学中)春	入学年度の前年度1月から4月(5月上旬採用内定)、当該年度の採用枠を満たさないときは、満たすまで随時募集を行う。	
返還時期	貸与終了後、7箇月目から返還開始	貸与終了後、1年後(13か月目)から返還開始	奨学生が、自身の生活状況を踏まえた返還計画を余裕をもって立てることができる。  POINT